事業年度に該当しない場合には当該事業年度とし、当該分割又は現物出資の日を含む連結事業年度（当該分割又は現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）にあつては当該連結事業年度開始の日から当該分割又は現物出資の日の前日までの期間とする。）を当該分割承継法人又は被現物出資法人の当該分割又は現物出資の日前の各連結事業年度とみなした場合における法第六十八条の十五の五第二項第四号に規定する基準連結事業年度又は同号イに規定する基準事業年度（以下この号において「調整対象基準年度」という。）については、当該分割承継法人又は被現物出資法人の調整対象基準年度に対応する基準分割法人等の当該連結事業年度に係る移転給与等支給額と当該調整対象基準年度に含まれる月の当該分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人のうち当該基準分割法人等以外のものの月別移転給与等支給額を合計した金額との合計額

6　前項第二号及び第三号に規定する月別移転給与等支給額とは、その分割等（分割、現物出資又は現物分配をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る分割法人等の各連結事業年度（当該分割法人等の連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度。以下この項及び次項において「連結事業年度等」という。）の移転給与等支給額をそれぞれ当該各連結事業年度等の月数（分割等の日（当該分割等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日。以下この項及び次項において同じ。）を含む連結事業年度等（当該分割等の日が当該分割法人等の連結事業年度等の開始の日である場合における当該連結事業年度等を除く。以下この項及び次項において「分割連結事業年度等」という。）にあつては、当該分割連結事業年度等の開始の日から当該分割等の日の前日までの期間の月数）で除して計算した金額を当該各連結事業年度等に含まれる月（分割連結事業年度等にあつては、当該分割連結事業年度等の開始の日から当該分割等の日の前日までの期間に含まれる月）に係るものとみなしたものをいう。

7　前二項に規定する移転給与等支給額とは、その分割等に係る分割法人等の各連結事業年度等の給与等支給額（分割連結事業年度等にあつては、当該分割等の日の前日を当該分割連結事業年度等の終了の日とした場合に損金の額に算入される給与等支給額）に当該分割等の直後の当該分割等に係る分割承継法人等の国内雇用者（当該分割等の直前において当該分割法人等の国内雇用者であつた者に限る。）の数を乗じてこれを当該分割等の直前の当該分割法人等の国内雇用者の数で除して計算した金額をいう。

8　法第六十八条の十五の五第一項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人について次の各号に掲げる場合に該当する場合の当該連結親法人又はその連結子法人の適用年度における基準雇用者給与等支給額は、当該各号に定める金額とする。

一　次に掲げる場合　最も古い連結事業年度等に係る給与等支給額の百分の七十に相当する金額（当該最も古い連結事業年度等の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該最も古い連結事業年度等の月数で除して計算した金額）

イ　当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の五第二項第四号に規定する基準事業年度又は同号イに規定する基準事業年度（第三号において「調整対象基準年度」という。）において事業を営んでいない場合（清算中の場合を含む。）

ロ　適用年度において法人税法第二条第六号に規定する公益法人等（同条第十三号に規定する収益事業を行つていないものに限る。）に該当していた同条第九号に規定する普通法人又は同条第七号に規定する協同組合等が当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた場合

二　最も古い連結事業年度等の開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の月数が一月に満たない場合　当該前日から起算して一月前の日を含む連結事業年度（当該一月前の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）開始の日から当該前日までの期間内の日を含む各連結事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）に係る給与等支給額の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該期間の月数で除して計算した金額

三　調整対象基準年度（その月数が一月に満たないものを除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給していない場合（第一号イ又はロに掲げる場合を除き、前号に規定する合計額が零となる場合を含む。）　一円

四　第一号イ若しくはロに掲げる場合又は法第六十八条の十五の五第二項第四号ハに掲げる場合に該当する場合で、かつ、最も古い連結事業年度等において国内雇用者に対して給与等を支給していない場合　当該連結親法人又はその連結子法人の平成二十五年四月一日以後に開始する各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の同日以後に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）のうち国内雇用者に対して給与等を支給する最初の連結事業年度又は事業年度（以下この号及び次号において「最初連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額の百分の七十に相当する金額（当該最初連結事業年度等の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該最初連結事業年度等の月数で除して計算した金額）

五　前各号に掲げる場合に該当する場合（適用年度が最も古い連結事業年度等又は最初連結事業年度等に該当する場合を除く。）で、かつ、当該連結親法人又はその連結子法人が次に掲げる法人に該当する場合（第三号に掲げる場合に該当する場合には、イ又はニに掲げる法人に該当する場合に限る。）　次に定める金額（前号に掲げる場合に該当する場合には、最初連結事業年度等を第三項第一号若しくは第二号又は第五項第一号若しくは第二号に規定する調整対象基準年度とみなした場合における次に定めるところにより計算した金額）

イ　第三項第一号又は第二号に掲げる合併法人　第一号から第三号までに定める金額にそれぞれ同項第一号ロ又は第二号ロに掲げる金額（これらの号に規定する調整対象基準年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該調整対象基準年度の月数で除して計算した金額）を加算した金額

ロ　第五項第一号イに掲げる分割法人等　第一号又は第二号に定める金額から当該金額に同項第一号イに規定する分割等の直後の当該分割等に係る分割承継法人等の国内雇用者（当該分割等の直前において当該分割法人等の国内雇用者であつた者に限る。）の数を乗じてこれを当該分割等の直前の当該分割法人等の国内雇用者の数で除して計算した金額を控除した金額

ハ　第五項第一号ロに掲げる分割法人等　第一号又は第二号に定める金額から当該金額に同項第一号イに規定する分割等の直後の当該分割等に係る分割承継法人等の国内雇用者（当該分割等の直前において当該分割法人等の国内雇用者であつた者に限る。）の数を乗じてこれを当該分割等の直前の当該分割法人等の国内雇用者の数で除して計算した金額を同号イに規定する調整対象基準年度に係る前項に規定する移転給与等支給額とみなした場合における同号イに定めるところにより計算した金額を控除した金額

ニ　第五項第一号ロに掲げる分割法人等　第一号又は第二号に定める金額から当該金額に同項第一号イに規定する分割等の直後の当該分割等に係る分割承継法人等の国内雇用者（当該分割等の直前において当該分割法人等の国内雇用者であつた者に限る。）の数を乗じてこれを当該分割等の直前の当該分割法人等の国内雇用者の数で除して計算した金額を控除した金額

ホ　第五項第二号イ又はロに掲げる同号に規定する分割承継法人等　第一号から第三号までに定める金額にそれぞれ同項第二号イ又はロに定める金額（同号イ又はロに規定する調整対象基準年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該調整対象基準年度の月数で除して計算した金額）を加算した金額

9　法第六十八条の十五の五第一項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる合併法人に該当する場合の適用年度における当該連結親法人又はその連結子法人の同条第二項第五号に規定する比較雇用者給与等支給額（次項において「比較雇用者給与等支給額」という。）の計算については、当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号に規定する調整対象前年度に係る給与等支給額は、当該各号に定めるところによる。

一　適用年度において行われた合併に係る合併法人（当該合併により設立したものを除く。以下この号及び次号において同じ。）　当該合併法人の適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この号において「調整対象前年度」という。）については、次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該調整対象前年度に係る給与等支給額とする。

イ　当該合併法人の当該調整対象前年度に係る給与等支給額